

まちづくり局情報化推進委員会設置要綱

平成21年4月1日

20川ま庶第957号

(設置)

第1条 局情報化推進委員会設置要綱（平成19年3月30日川総シ企第1351号）第1条の規定に基づき、まちづくり局情報化推進委員会（以下「情報化推進委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 情報化推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、まちづくり局総務部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) まちづくり局総務部庶務課長
- (2) まちづくり局総務部企画課長
- (3) まちづくり局総務部まちづくり調整課長
- (4) まちづくり局計画部長
- (5) まちづくり局計画部都市計画課長
- (6) まちづくり局交通政策室長
- (7) まちづくり局市街地整備部長
- (8) まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長
- (9) まちづくり局登戸区画整理事務所長
- (10) まちづくり局拠点整備推進室長
- (11) まちづくり局住宅政策部長
- (12) まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長
- (13) まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長
- (14) まちづくり局施設整備部長

(15) まちづくり局施設整備部施設計画課長

(16) まちづくり局指導部長

(17) まちづくり局指導部建築管理課長

(会議等)

第3条 情報化推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

3 情報化推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第4条 情報化推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 局内の情報化施策の推進に関すること。

(2) その他委員長が必要と認める事項

(検討部会)

第5条 情報化推進委員会に、局内の情報化施策に係る課題に関する専門的な調査検討を行うため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 情報化推進委員会及び検討部会の庶務は、まちづくり局総務部庶務課において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。